

騒音等に係る特定施設変更等届出書

年 月 日

栗原市長 殿

届出者 住所（主たる事務所の所在地）
〒
電話番号
氏名（名称及び代表者の氏名）

印

宮城県公害防止条例第37条第1項の規定により、騒音等に係る特定施設の変更等について、次のとおり届け出ます。

特定事業場の名称	
特定事業場の所在地	
特定事業場の事業内容	
常時使用する従業員数	
※特定施設の種類及び能力ごとの数	別紙のとおり
※特定施設の使用の方法	別紙のとおり
※騒音等の防止の方法	別紙のとおり
※※受理年月日	年 月 日
変更の内容（変更の場合に限る。）	

- 備考 1 特定施設の種類欄には、公害防止条例施行規則別表第1に掲げる番号及び名称を記載すること。
- 2 特定施設の種類（及び能力）ごとの数については、公害防止条例施行規則別表第1に掲げる番号及び（1）、（2）、（3）等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 3 騒音等の防止の方法については、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音壁の設置、吊り基礎、直接支持基礎（板ばね、コイルばね等を使用するもの）、空気ばねの設置等騒音等の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにすること。
- 4 ※の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り図面、表等を利用すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、別紙についても、やむを得ない場合を除き、同様とすること。
- 6 ※※の欄には、記載しないこと。

特定施設の種類（及び能力）ごとの数の変更 及び特定施設使用の方法の変更

(騒音等変更届出用)

特定施設の種類	形 式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)

都市計画法に定める用途地域	無 指 定 地 域
その他参考になる事項	

- 備 考
- 1 騒音に係る特定施設については、特定施設の種類ごとの数の変更についてのみ記載すること。
 - 2 特定施設の種類及び能力ごとの数又は特定施設の使用の方法に変更がある場合であっても公害防止条例第37条第1項ただし書の規定により届出を要しないこととされるときは、当該特定施設の種類については、記載しないこと。
 - 3 特定施設の種類の欄には、公害防止条例別表1に掲げる項番号及び(1)、(2)、(3)等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 添付書類
- 1 工場又は事業場の敷地内の建物の平面図
 - 2 特定施設の配置図

騒音の防止の方法

(騒音等変更届出用)

変更前	音源での騒音レベル	デシベル(A)
	防音・遮音、防振材の材質	
	境界線までの距離	m
	境界線での騒音レベル	デシベル(A)
変更後	音源での騒音レベル	デシベル(A)
	防音・遮音、防振材の材質	
	境界線までの距離	m
	境界線での騒音レベル	デシベル(A)
都市計画法に定める用途地域区分		無 指 定 地 域
防音・遮音、防振計算		

- 備考 1 できる限り図面、表等を利用すること。
 2 届出書の用紙の大きさは、図面、表等でやむを得ない場合を除き、日本産業規格A4とすること。

- 添付書類 1 工場又は事業場の敷地内の建物の平面図
 2 特定施設の配置図

振動の防止の方法

(騒音等変更届出用)

変更前	音源での振動レベル	デシベル(A)
	防音・遮音、防振材の材質	
	境界線までの距離	m
	境界線での振動レベル	デシベル(A)
変更後	音源での振動レベル	デシベル(A)
	防音・遮音、防振材の材質	
	境界線までの距離	m
	境界線での振動レベル	デシベル(A)
都市計画法に定める用途地域区分		無 指 定 地 域
防音・遮音、防振計算		

- 備考 1 できる限り図面、表等を利用すること。
 2 届出書の用紙の大きさは、図面、表等でやむを得ない場合を除き、日本産業規格A4とすること。

- 添付書類 1 工場又は事業場の敷地内の建物の平面図
 2 特定施設の配置図